

(7) 介護予防ケアマネジメントについて
総合事業の委託契約と給付管理（平成30年度からの変更点と注意点）

1. ケアプランと作成者

作成プラン	平成29年度まで	平成30年度から
介護予防サービス計画 （介護予防支援）	地域包括支援センター 指定居宅介護支援事業所	同左
介護予防ケアマネジメント A	地域包括支援センター 指定居宅介護支援事業所	同左
介護予防ケアマネジメント B	地域包括支援センター	廃止 ※時効成立までの2年 間は月遅れ請求可能
介護予防ケアマネジメント C	地域包括支援センター } 地域包括支援ブランチ } ※指定居宅介護支援事業所 配食のみ利用月が発生した場合 ⇒その都度、居宅と包括が契約 内容協議書を取り交わし対応	同左 ※配食のみ利用月の発生 に備え、契約当初から委託 契約書に対応条項を記載 する

2. ケアプラン別作成費単価（報酬改定と合わせる）

(1) 介護予防サービス計画（介護予防支援費）

	介護予防支援費	初回加算	小規模多機能 連携加算
介護予防サービス計画 （介護予防支援）	430 単位 (4,390 円)	300 単位 (3,063 円)	300 単位 (3,063 円)

(2) 介護予防ケアマネジメント（介護予防ケアマネジメント費）

	介護予防 ケアマネジメント費	初回加算	小規模多機能 連携加算
介護予防ケアマネジメント A	430 単位 (4,390 円)	300 単位 (3,063 円)	300 単位 (3,063 円)
介護予防ケアマネジメント C	330 単位 (3,369 円)	300 単位 (3,063 円)	300 単位 (3,063 円)

3. ケアプラン作成費の請求と支払い

(1) 介護予防支援費

- ・従来どおり包括が国保連に請求して受領
- ・委託契約している居宅介護支援事業所は、包括へ給付管理票・実績報告書兼委託料請求書により請求して受領
- ・支払い月は、利用月の翌々月

(2) 介護予防ケアマネジメント

- ・介護予防支援費と同じ。
- ・ケアマネジメントBは廃止となるが、時効成立までの2年間は月遅れ請求可能

4. 委託契約

(1) 平成30年度からの契約

各地域包括支援センターに対して圏域毎に契約を締結している。

契約期間：平成30年4月1日～平成33年3月31日（最長3年間）※包括中央のみ1年

(2) 契約書類の送付時期

平成30年3月下旬（平成30年度当初予算が成立後）に書類一式を窓口渡し又は送付し、各包括で定めた期限までに書類を提出する。

5. 注意点

○各サービスコード

介護予防支援＝46（介護予防支援費）

介護予防ケアマネジメント＝AF（ケアマネジメント費）

介護予防訪問介護＝61（30年度消滅） 介護予防通所介護＝65（30年度消滅）

訪問型みなし＝A1（30年度消滅） 訪問型みなし以外（独自）＝A2

通所型みなし＝A5（30年度消滅） 通所型みなし以外（独自）＝A6

(1) 訪問型・通所型サービス事業所の利用について

- ・平成29年度現在、前橋市被保険者がみなし以外（独自）の訪問型（A2）・通所型（A6）サービス事業所を利用するには、前橋市の指定が必要。前橋市未指定のA2・A6を利用すると返戻となる。後日、指定を受けてもサービス事業所は遡及請求不可。特に市外のA2・A6のサービス事業所をプランに組み込む際には良く確認。
- ・平成30年度からみなし指定の訪問型（A1）・通所型（A5）は全てA2・A6に移行



前記と同じく前橋市の指定を受けているか良く確認

（注）他市では未指定事業所サービス発生時、介護予防支援費（46）と介護予防訪問介護（61）・介護予防通所介護（65）の組み合わせでの請求を誘導する例もあるが、前橋市では不可。

(2) 国保連合会審査について

国保連は以下の整合性の審査をしている。

- ① $A F + A 1 \cdot A 2$ や $A 5 \cdot A 6 = 0$ ② $A F + 6 1$ や $6 5 = \text{返戻}$
 ③ $4 6 + 6 1$ や $6 5 = 0$ ④ $4 6 + A 1 \cdot A 2$ や $A 5 \cdot A 6 + \text{福祉用具等} = 0$
 ⑤ $A 2 \cdot A 6$ が保険者（市町村）に指定されているか

①・③・④のサービス費について、ケアマネとサービス事業所の両者が同じ間違えで国保連請求をすると、整合性がとれているので国保連審査は通過してしまい、返戻なし。

〔例〕本来③の61で支払われるべきサービス費が、④のA1で国保連から支払われてしまう。

(3) 市外転出・転入者について

市外転入者は再度チェックリスト実施が必要（介護認定のような引き継ぎはなし）。転出後の引き継ぎの有無は転出先市町村の判断。

(4) 配食サービス利用月の給付管理連絡票について

配食のみ（ケアマネジメントC）は開始月のみの提出。だが、他サービスと併用（介護予防支援やケアマネジメントA）している場合、提出月であればその都度手書き等で追加。

給付管理連絡票の事業所名・サービス種類名の表記について					
給付管理連絡票に記載する場合の事業所名やサービス種類名における表記について、次のように項目表記を例示します。 事業所名については、会社名等の団体名、指定事業所の場合は事業所名を、サービス種類名については、サービスコード表のサービス内容略称並びにプラン作成時のサービス名称を参考としています。 なお、各事業所で導入しているシステム帳票(国様式)等による様式の場合、次のサービス事業者の事業所名及びサービス種類名の名称の表記と多少異なる場合でも差し支えありません。					
①配食サービスの場合					
初回のみのケアマネジメントのため、 初月のみ 給付管理連絡票に記載します。					
サービス事業者の事業所名	事業者番号 (県番号-事業所番号)	サービス種類名	サービス 種類コード	給付計画 単位数	
〇〇〇	1 0	前橋市高齢者支援 配食サービス			
前橋市社会福祉協議会	1 0	前橋市高齢者支援 配食サービス			
配食サービスのうちボランティア配食を利用している場合は、「前橋市社会福祉協議会」になります。					
②通所型サービスの場合					
【注意】介護予防通所介護相当サービス みなし事業所とみなし事業所以外でサービスコードが異なります。					
サービス事業者の事業所名	事業者番号 (県番号-事業所番号)	サービス種類名	サービス 種類コード	給付計画 単位数	
〇〇デイサービスセンター	1 0 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	通所型サービス1 (みなし)	A 5	〇〇〇	
〇〇デイサービスセンター	1 0 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	通所型独自サービス1	A 6	〇〇〇	
〇〇〇	1 0	通所型サービスA			
前橋市柔道整復師会	1 0	通所型サービスC (ひきょうらく教室)			
前橋市	1 0	通所型サービスC (歩行・動作練習スクール)			
前橋市	1 0	通所型サービスC (船活教室)			
前橋市	1 0	通所型サービスC (楽楽食教室)			
市が直接実施しているサービスの場合は、「前橋市」になります。					
③訪問型サービスの場合					
【注意】介護予防訪問介護相当サービス みなし事業所とみなし事業所以外でサービスコードが異なります。					
サービス事業者の事業所名	事業者番号 (県番号-事業所番号)	サービス種類名	サービス 種類コード	給付計画 単位数	
〇〇ホームヘルプサービス	1 0 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	訪問型サービスI (みなし)	A 1	〇〇〇	
〇〇ホームヘルプサービス	1 0 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	訪問型独自サービスI	A 2	〇〇〇	
〇〇〇	1 0 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	訪問型独自サービスⅡ/2	A 2	〇〇〇	
前橋市	1 0	訪問型サービスC			
訪問型サービスAを意味します。					

市HP>新しい総合事業に関する最新情報>9. 通知・おしらせ